

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年7月3日
【会社名】	ニプロ株式会社
【英訳名】	NIPRO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山 崎 剛 司
【本店の所在の場所】	大阪府摂津市千里丘新町3番26号
【電話番号】	06(6310)6804
【事務連絡者氏名】	専務取締役 最高財務責任者 余 語 岳 仁
【最寄りの連絡場所】	大阪府摂津市千里丘新町3番26号
【電話番号】	06(6310)6804
【事務連絡者氏名】	専務取締役 最高財務責任者 余 語 岳 仁
【縦覧に供する場所】	ニプロ株式会社 東京支店 (東京都文京区本郷4丁目3番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2025年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する期末配当

期末配当金 1株につき金13円

効力発生日 2025年6月27日（金）

第2号議案 定款一部変更の件

取締役会の運営方法の見直し

取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、定款第22条（取締役会の招集）第1項を変更するもの。

役付取締役の見直し

コーポレートガバナンスの強化と経営の効率化を図るとともに、取締役の権限責任をより明確化するため、定款第24条（代表取締役および役付取締役）第2項を変更するもの。

監査役員数の見直し

コーポレートガバナンス体制の強化のため、定款第28条（員数）において定める監査役の員数を2名増員し、4名以内から6名以内に変更するもの。

剰余金の処分の決議機関の見直し

機動的な資本政策および配当政策を実行するため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款第38条（剰余金の配当）を一部変更するもの。

第3号議案 取締役18名選任の件

佐野嘉彦、山崎剛司、余語岳仁、箕浦公人、西田健一、大山靖、中村秀人、宮住悟一、貞廣衝、二階堂拓、西迫英之、米田淳、田中良子、嶋森好子、服部利昭、吉森俊和、今泉泰彦および串田ゆかの18名を取締役に選任

第4号議案 監査役1名選任の件

森本利信を監査役に選任

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

2007年6月27日開催の第54期定時株主総会において承認された監査役の報酬の総額（年額30百万円以内）を、その後の経済情勢の変化や、監査役の増員に伴い年額80百万円以内に改定するもの。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

佐野元昭を補欠監査役に選任

(3) 議決権の状況

1) 議決権を有する株主数 53,684名

2) 総議決権数 1,636,094個

(4) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	議決権行使の内容(注) 1			可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)		
第1号議案 剰余金の処分の件	997,565	5,797	18	(注) 2	可決 99.4
第2号議案 定款一部変更の件	789,282	214,078	18	(注) 3	可決 78.7
第3号議案 取締役18名選任の件					
佐野 嘉彦	799,575	204,470	72	(注) 4	可決 79.6
山崎 剛司	848,273	155,828	18		可決 84.5
余語 岳仁	879,630	124,473	18		可決 87.6
箕浦 公人	879,923	124,125	72		可決 87.6
西田 健一	879,886	124,162	72		可決 87.6
大山 靖	879,709	124,339	72		可決 87.6
中村 秀人	879,148	124,955	18		可決 87.6
宮住 悟一	986,239	17,808	72		可決 98.2
貞廣 衝	986,084	18,018	18		可決 98.2
二階堂 拓	985,848	18,199	72		可決 98.2
西迫 英之	986,045	18,057	18		可決 98.2
米田 淳	985,260	18,787	72		可決 98.1
田中 良子	879,863	124,237	18		可決 87.6
嶋森 好子	882,329	121,774	72		可決 87.9
服部 利昭	883,824	120,279	18		可決 88.0
吉森 俊和	920,066	83,982	72		可決 91.6
今泉 泰彦	912,677	91,369	72		可決 90.9
串田 ゆか	922,041	82,062	18		可決 91.8
第4号議案 監査役1名選任の件	955,151	48,194	18	(注) 5	可決 95.2
第5号議案 監査役の報酬額改定の件	829,864	15,817	98	(注) 6	可決 98.1
第6号議案 補欠監査役1名選任の件	923,876	79,469	18	(注) 7	可決 92.1

- (注) 1. 当日出席株主による議決権数には、当日出席された株主（役員および委任状提出によるものを含む）の内、賛成、反対または棄権について確認できた議決権数のみ算入しております。
2. 当社定款第17条第1項の定めにより、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成により可決します。
3. 当社定款第17条第2項の定めにより、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上（本総会においては545,365個以上）を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成により可決します。
4. 当社定款第20条第1項の定めにより、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上（本総会においては545,365個以上）を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成により可決します。
5. 当社定款第29条の定めにより、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上（本総会においては545,365個以上）を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成により可決します。
6. 当社定款第17条第1項の定めにより、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成により可決します。

7. 当社定款第29条の定めにより、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上（本総会においては545,365個以上）を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成により可決します。

(5) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権数および当日出席された株主（役員および委任状提出によるものを含む）の内、賛成、反対または棄権について確認できた議決権数との集計により、各議案とも可決要件を満たしたことから、当日出席された株主の内、賛成、反対、または棄権について確認ができていない一部の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は算入しておりません。